

日本政府のユニバーサルデザイン（デジタル・ディバイド是正）推進動向

Japanese Government Measures for Promoting Universal Design (Correction of Digital Divide)

あらまし

日本では、「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」（いわゆる「IT基本法」）のもとで、「日本が2005年に世界最先端のIT国家になる」との目標を掲げた「e-Japan戦略」が2001年1月に策定された。以来、各年度ごとの「e-Japan重点計画」にのっとり、迅速かつ重点的に実施すべき具体的施策の展開が図られてきている。中でも「デジタル・ディバイド」の解消・是正は首尾一貫してe-Japan戦略の実行に当たって克服すべき横断的課題と明示されている。

同戦略の進展に伴い、本格的なIT利活用時代を迎えている。すべての利用者がネットワークを介し、生活に密着した多様かつ高度なサービスを主体的に利用し、利用者個々の能力を最大限に発揮できる環境整備がますます重要となっている。

本稿では、年齢・身体的な条件によりサービスの利活用が機会的にも能力的にも制限されてはならないという基本的考えのもと、総務省、経済産業省、国土交通省など関係各省の取組みを紹介する。

Abstract

The Japanese Government formulated the e-Japan Strategy In January 2001 under the Basic Law on the Formation of an Advanced Information and Telecommunications Network Society (IT Basic Law). This strategy sets a goal for Japan to become the world's most advanced IT nation by 2005. Since then, the Government has introduced detailed measures to be implemented expeditiously and intensively under year-on-year e-Japan Priority Policy Programs. Especially, correction of the digital divide has consistently been specified as a crosscutting issue to be resolved by implementation of the e-Japan Strategy. As the e-Japan Strategy has progressed, IT utilization has spread on a large scale. It is increasingly important to create an environment where everybody can actively use the various advanced services that are important in their lives and reach their individual potentials through information networks. This paper describes the policies and measures for universal design of various Japanese ministries, including the Ministry of Internal Affairs and Communications; the Ministry of Economy, Trade and Industry; and the Ministry of Land, Infrastructure and Transport. These policies and measures are based on the concept that all citizens, regardless of age and physical circumstances, should be able to easily use IT services.



堀越知一（ほりこし ともかず）
政策推進本部 所属
現在、中央省庁に対するIT政策の提
言活動に従事。

ま え が き

日本政府は、IT社会の形成を推進する上でユニバーサルデザインに関する基本理念として、「利用の機会などの格差是正」を「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」（いわゆる「IT基本法」）の中で定めている。このIT基本法のもとで、「日本が2005年に世界最先端のIT国家になる」との目標を掲げた「e-Japan戦略」⁽¹⁾が2001年1月に策定され、以来、政府が迅速かつ重点的に実施すべき具体的施策を示した各年度ごとの「e-Japan重点計画」⁽²⁾⁻⁽⁵⁾にのっとり、「利用の機会などの格差の是正」は「デジタル・ディバイド（情報格差）の是正」として対応が行われ、具体的な展開が図られてきた。

現在、最終目標年度に向けて「e-Japan重点計画-2004」⁽⁶⁾が決定され、ラストスパートの段階に入ったと言える。一方、高度なIT社会においては、インフラ整備はもとより、電子政府・電子自治体や電子商取引をはじめ様々なITを用いた高度なサービスが実現されていく中で、利用者であるすべての国民が、それを容易かつ主体的に利用できる環境整備が重要であるとの観点から、年齢・身体的条件に対する十分な配慮が必要不可欠となることは言うまでもない。

本稿では、日本のIT政策（e-Japan）におけるデジタル・ディバイド是正に関する施策を洗い出すと同時に、現在ポストe-Japanにおけるユニバーサルデザインとして検討を進めている国の動向を紹介する。

日本のIT政策とユニバーサルデザインの位置付け

2001年1月に策定された「e-Japan戦略」は、その実行プログラムとも言える「e-Japan重点計画」に示した施策実行により、2002年には「世界中で最も安価なインターネット常時接続料金（2,500円/月）」、「すべての公立学校（全国4万校）のインターネット接続」などに見られるとおり、まずインフラ面で成果をもたらした。

その後、2003年7月には、「IT基盤整備」から「IT利活用」へ戦略を進化させた「e-Japan戦略」⁽⁶⁾が発表され、とくに利用者にとって身近で重要な「医療」、「食」、「生活」、「中小企業」、「知」、「就労・労働」、「行政サービス」の先導的7分野を定め、「元気・安心・感動・便利」な社会の実現を目指し

た。具体的には、「医療」の世界においては電子カルテのネットワーク化や外部保存を可能とすること、「食」においては国産牛肉のトレーサビリティシステムの開発支援をとおした食の安全性確立などの方策が提示され、正にすべての利用者がITの利活用によって、その利便性を享受し得る社会の実現に向けて着々と対応が進みつつあると言える。

一方で、こうした「e-Japan戦略」の実行に際しては、2001年当初から現在に至るまで首尾一貫して「デジタル・ディバイドの是正」が戦略の実行に当たって克服すべき横断的課題として、各年度の「e-Japan重点計画」に明示されている。

本格的なIT利活用時代を迎え、すべての利用者がネットワークを介し、生活に密着する多様かつ高度なサービスを主体的に利用し、利用者個々の能力を最大限に発揮するための環境整備がますます重要視されている。こうした観点から、地理的制約に加え、年齢・身体的な条件によりサービスの利活用が機会的にも能力的にも制限されてはならないというのが基本的考えである。

各年度の「e-Japan重点計画」においては「高齢者や障害者などに配慮した情報提供などのバリアフリー化や情報通信関連機器・システムなどの開発を推進する」と明記され、「情報提供のバリアフリー化」、「公共空間のバリアフリー化」、「学校のバリアフリー化」、「高齢者、障害者、子どものための情報通信関連機器・システム、サービスの開発など」の41項目に課題解決に向けて施策展開が行われている。この施策展開については、つぎの章で説明する。

加えて、2004年6月に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」（経済財政諮問会議）⁽⁷⁾においては、e-Japan戦略の更なる推進とともに、高齢者・障害者が元気に参加できるIT社会を実現するため「u-Japan構想」を具体化することが掲げられている。「u-Japan構想」は、総務省が提唱する2010年のIT社会の姿であり、その「u」は「Ubiquitous（ユビキタス）」（あらゆるものが結び付く）の意であるが、同時に、「Universal（ユニバーサル）」（高齢者も障害者も含めたあらゆる人が元気に社会参加）もその実現の重要な方策として定められている。こうした点からも、日本のIT政策の根底にあるユニバーサルデザイン思想の潮流を見ることが出来る。

ユニバーサルデザイン関連施策の概要

本章では、2004年6月に策定された「e-Japan重点計画-2004」に示されたユニバーサルデザイン関連施策を洗い出し、そして各施策項目に対応させて概観するとともに、各中央省庁における2005年度予算内容からユニバーサルデザイン関連主要事項を紹介する。

情報提供のバリアフリー化

「情報提供のバリアフリー化」の施策には、「行政の情報提供サービスなどにおけるアクセシビリティの確保」、「視聴覚障害者が健常者と同様に放送サービスを楽しむ環境整備」の二つがあり、前者は本節で、後者は後述する「高齢者、障害者、子どものための情報通信関連機器・システム、サービスの開発」でそれぞれ施策を紹介する。

(1) 「電子政府におけるアクセシビリティの確保（全府省）」の施策

現在進行中である電子政府構築計画（手順の単なるIT化にとどまらず、業務内容そのものを刷新する計画）に基づき提供される電子政府関連のシステムやホームページはアクセシビリティの確保などにより、高齢者・障害者にとって使いやすくなるよう十分配慮することとしている。

(2) 「地方公共団体の公共サービスにおけるアクセシビリティ確保支援（総務省）」の施策

総務省は、「公共分野におけるアクセシビリティ確保に関わる研究会」を立ち上げ（2004年11月）、2005年10月をめどに地方公共団体などのホームページや公共サービスアプリケーション、IT関連機器システムに関する評価方法体制のモデルを確立し、公共分野のアクセシビリティ確保・向上を総合的に支援することとしている。

公共空間のバリアフリー化

(1) 「障害者・高齢者などの安全で円滑な移動を支援するシステムの研究開発・導入及び標準仕様策定（警察庁、経済産業省、国土交通省）」の施策

国土交通省は、関連省庁・地方公共団体（神戸市）・学識経験者・民間企業（約60社）および市民（ボランティア、NPOなど）による産学官市民連携により、先進的なIT技術（ICチップ、携帯端末など）を活用した「自律的移動支援プロジェクト」⁽⁸⁾を

推進する。

本プロジェクトでは、ユニバーサルデザインの考え方に基づき、移動などに関する情報を「いつでも、どこでも、誰でも」が利用できることで、すべての人（障害者、外国人、健常者など）が安全快適に移動できる環境づくりを目指す。

(2) 「2004年度プレ実証実験、2005年度本格的実証実験（いずれも神戸市）」の施策

今まで主に、モノに貼付されてきたICタグを場所にくくりつけることで、場所が人に話しかける新しいサービスシステムを実現するものである。

国土交通省は、本プロジェクトに加えて「『駅から行き先施設まで』の一体的なバリアフリー化の実現」といった、道路などインフラそのものの整備施策と一体展開することにより、より多くの成果を期待している。

学校のバリアフリー化

「学校のバリアフリー化」については、「障害のある子どもたちへの対応（文部科学省）」の施策があり、これに対して以下の事項が計画されている。

文部科学省は、障害のある児童・生徒に対応した最新のIT機器の整備を従来から引き続き進めるとともに、「視覚障害教育情報ネットワーク」（独立行政法人 国立特殊教育総合研究所）を通じて、視覚生涯教育にかかわる教材提供、資料提供を行う。

また、2004年度中に同研究所において障害のある児童・生徒に対する教育に関するポータルサイトの公開や講義配信など現職教員や一般国民に対する情報提供の体制整備を行う。

高齢者、障害者、子どものための情報通信関連機器・システム、サービスの開発

本施策には、「高齢者・障害者向け通信・放送サービスの提供・開発などの促進（総務省）」、「ネットワーク・ヒューマン・インターフェース技術の研究開発（総務省）」の各施策があり、以下の事項が計画されている。

総務省は、上記二つの施策および「視聴覚障害者が健常者と同様に放送サービスを楽しむ環境整備」の施策に関連して、「高齢者・障害者向け通信・放送サービス充実研究開発助成金」、「身体障害者向け通信・放送役務の提供・開発の推進」、「字幕番組・解説番組などの制作促進」などを2005年度予算に盛り込み、デジタル放送を支障なく利用でき

るようにする。

情報アクセシビリティ標準化の推進

本章では、「デジタル・ディバイドの是正」の具体的な国の動きとして、情報アクセシビリティの標準化への取組みを紹介する。

経済産業省は、情報バリアフリー分野の日本工業規格（JIS）の開発・制定の取組みの一環として、2004年5月にまず、日本工業規格「高齢者・障害者等の配慮設計指針 - 情報通信における機器・ソフトウェア及びサービス - 第一部：共通指針」⁹⁾、「同 第二部：情報処理装置」を制定し、また6月には、「同 第三部：ウェブコンテンツ」を制定した¹⁰⁾。これらは、IT分野全般にわたる共通規格（第一部：共通指針）をベースに、個別製品の開発や設計に適用すべき具体的な要件を個別規格（第二部：情報処理装置、第三部：ウェブコンテンツ）として体系的に進められているもので、2002年12月に発表された「障害者基本計画」（内閣府）¹⁰⁾における高齢者・障害者に配慮したIT製品・サービスづくりの推進宣言の具現化である。

とくに、ウェブコンテンツのJIS規格制定は、提供される各種情報（コンテンツ）が満たすべき具体的な要件を規定することにより、パソコンなどのハードウェアの規格化だけでは実現不可能なホームページ上などの非テキスト情報そのものに対するアクセシビリティの向上が期待されている。

む す び

本稿では、日本のユニバーサルデザインの動向として、e-Japan重点計画-2004のIT施策面からポストe-Japanに向けた国のユニバーサルデザイン関連計画を紹介した。

少子高齢化が急速に進む日本において、これからユニバーサルデザインに関する施策の実行は、ますます重要かつ切迫したテーマとなることが想定される。このような状況下では、単にITを用いた様々なサービス提供に際して、年齢・身体的条件に対する「十分な配慮」を行うといったいわゆる「受動的」方策のみならず、本稿でも述べた国土交通省の「自律移動支援プロジェクト」に見られるように、高齢者や障害者を高度な情報通信技術を駆使することによって「能動的」に支援する施策が展開される

ことが重要である。

残念ながら、現在のITは決して「人にやさしい」とは言い難いのも現実である。よって、ユニバーサルデザインに対する取組みは、一過性のものではなく継続的に行うべきであり、また、単なる製品開発に止まることなくソリューション・サービス提供を含めた総合的な推進が必要である。

富士通は、企業市民としてこの点を十分認識し、高齢者、障害者を含めたすべての国民のために、常に「ITで何ができるか」を考え、そして、その実現に向けチャレンジをし続けていきたいと考えている。

参 考 文 献

- (1) 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部：e-Japan戦略．平成13年1月22日．
http://www.kantei.go.jp/jp/it/network/dai1/pdfs/s5_2.pdf
- (2) 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部：e-Japan重点計画．平成13年3月29日．
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/010329honbun.html>
- (3) 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部：e-Japan重点計画-2002．平成14年6月18日．
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/020618honbun.pdf>
- (4) 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部：e-Japan重点計画-2003．平成15年8月8日．
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/030808honbun.pdf>
- (5) 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部：e-Japan重点計画-2004．平成16年6月15日．
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/040615honbun.pdf>
- (6) 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部：e-Japan戦略．平成15年7月2日．
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/030702ejapan.pdf>
- (7) 経済財政諮問会議：経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004．平成16年6月4日．
<http://www.keizai-shimon.go.jp/cabinet/2004/0604kakugikettei.pdf>
- (8) 国土交通省：自律的移動支援プロジェクト．
<http://www.jiritsu-project.jp/project/index.html>
- (9) 飯塚潤一：高齢者・障害者等配慮設計指針（JIS X 8341）の紹介と富士通の標準化への取組み．*FUJITSU*, Vol.56, No.2, p.112-118（2005）．
- (10) 内閣府：障害者基本計画．平成14年12月．
<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kihonkeikaku.pdf>